

## 広島県生活衛生適正化審議会及び一般公衆浴場入浴料金の指定について

## 1 広島県生活衛生適正化審議会

## (1) 目的

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する重要事項を審議する。

## (2) 組織

ア 委員数 14名

イ 構成員

(ア) 学識経験のある者

(イ) 生活衛生関係営業者の意見を代表する者

(ウ) 利用者又は消費者の意見を代表する者

## (3) 審議内容

ア 適正化規程の認可に関する処分

イ 適正化規程の変更命令又は取消処分

ウ 事業活動の改善の勧告

エ 一般公衆浴場の入浴料金

## 2 一般公衆浴場入浴料金の指定について

(1) 一般公衆浴場の入浴料金は、物価統制令により知事がある上限を指定する。

(2) 知事はこの指定を行う前に、広島県生活衛生適正化審議会へ諮問し、審議会からの答申を受けて料金の上限額を指定する。

## (3) 入浴料金の区分

入浴料金は、年齢により次のとおり区分されている。

大人 12歳以上

中人 6歳以上12歳未満

小人 6歳未満

## (4) 指定の効果等

広島県内の全ての一般公衆浴場の入浴料金について適用される。

公衆浴場は「一般公衆浴場」と「その他の公衆浴場」に区分され、一般公衆浴場とは、利用の目的及び形態が、地域住民の日常生活において、保健衛生上必要な施設として利用されるものであり、いわゆる「銭湯」である。